

学校職員の一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分について

(令和7年12月教育委員会定例会) (議案第25号関係)

No.	1
処分年月日	令和7年12月22日
処分の種類	一般の退職手当等の一部を不支給とすること(5割不支給)
処分の理由	<p>(事件・事故の概要)</p> <p>下記元職員は、令和5年4月6日(木)午後6時38分頃、勤務場所から帰宅するため、普通乗用自動車を運転し、盛岡市内の県道において、信号機により交通整理の行われている横断歩道を通過しようとする際、信号機が赤色の灯火信号を表示していたにもかかわらず横断歩道に進入し、自車右方から自転車に乗って横断歩道を進行していた相手方に自車前部を衝突させ、加療約3か月を要する左鎖骨及び左脛骨骨折の傷害を負わせた。</p> <p>この行為により、同人は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律5条本文の規定に該当し、懲役1年2月、執行猶予3年の判決を受け、令和6年7月24日に刑が確定した。</p> <p>これに伴い、同人は、地方公務員法第28条第4項の規定により同日失職したものである。</p>
事件発生日 年 月 日	令和5年4月6日
被処分者の 氏 名	—
被処分者の 年 齢	58歳
被処分者の 性 別	女性
被処分者の 元 所 属	小学校
被処分者の 元 職 名	教諭
備 考	盛岡教育事務所管内 (盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町)

学校職員の懲戒処分について（令和7年12月教育委員会定例会）（議案第26号関係）

No.	2
処分年月日	令和7年12月22日
処分の種類	免職
処分の理由	酒気帯び運転  (事件・事故の概要) 被処分者は、令和7年10月3日（金）午後9時頃から翌4日（土）午前3時頃まで飲食店において飲酒した後、帰宅するため駐車場から自宅近くのコンビニエンスストアまで運転代行業者を利用して自家用車を移動させ、同所において自ら同車の運転を開始し、自宅に向かう途中、盛岡市内の市道において同車をアパートの植木に接触させた後に、民家の生垣に衝突させる事故を発生させた。午前4時頃、警察官による呼気検査により、呼気1リットル当たり0.58ミリグラムのアルコールが検出され、検挙された。 この行為は、道路交通法第65条第1項（酒気帯び運転等の禁止）の規定に違反するものである。
事件発生日 年 月 日	令和7年10月4日
被処分者の 氏 名	千葉 智喜
被処分者の 年 齢	24歳
被処分者の 性 別	男性
被処分者の 所 属	盛岡市立見前小学校
被処分者の職	教諭
備 考	

学校職員の懲戒処分について（令和7年12月教育委員会定例会）（議案第28号関係）

No.	3
処分年月日	令和7年12月22日
処分の種類	戒告
処分の理由	担当業務の不適正処理
	(事件・事故の概要) 被処分者は、令和6年度の勤務校における会計事務に関して、管理費(107件、3,011,794円)、就学援助費(8名分、122,678円)及び特別支援教育就学奨励費(5名分、74,697円)の支出処理を怠り、支払遅延を発生させた。
事件発生年月日	令和6年度
被処分者の氏名	—
被処分者の年齢	50歳代
被処分者の性別	男性
被処分者の所属	中学校
被処分者の職	事務職員
備考	盛岡教育事務所管内 (盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町)